同項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法附則第十一条第一項各号に定める額	前項の規定により読み替えられた同条第一項の	当該老齢厚生年金	数を乗じて得た額	前項の規定により読み替えられた同条第一項各号	同項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法附則第十一条第一項各号に定める額
被保険者が六十歳以上六十五歳未満である月（以下この項において「老齢厚生年金の受給権者である月」という。）における標準報酬月額（厚生年金保険法第二十六条に規定する標準報酬月額をいう。以下この項において同じ。）と標準賞与額（同法第二十四条第一項に規定する標準賞与額をいう。以下この項において同じ。）の総額を当該月の月数で除して得た額（老齢厚生年金の受給権者である月において、当該月の標準報酬月額と当該月の標準賞与額の総額を当該月の月数で除して得た額が第二十条第一項第一号に掲げる金額を超えるときは、同号に掲げる金額）を、当該月の標準報酬月額とみなして、